

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 1 月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800283号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800046号

## 第1 結論

請求期間②のうち昭和45年2月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和44年3月まで  
② 昭和45年2月及び同年3月

加入手続時期についての記憶は曖昧であるが、私は知人から勧められたことから国民年金の加入手続を行い、遡って保険料を納付できることを知り、パート勤めをしていた昭和47年7月から同年12月までの間に請求期間①及び②の保険料約1万4,000円を郵便局で納付した。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間②のうち昭和45年2月については、請求者に係る国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録の昭和44年度進達欄に、納付済月数が11か月である旨の記載がある。

また、国民年金被保険者台帳の昭和44年度の摘要欄には「4～2は45.10～46.3を充当」と記載があるところ、請求者が厚生年金保険の被保険者であった昭和45年10月から昭和46年3月までの期間について国民年金保険料を納付したことにより、当該保険料が昭和44年4月から昭和45年2月までの保険料として充当処理されたことが推認できる。

これらのことから判断すると、請求者は、請求期間②のうち昭和45年2月に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

請求期間①及び請求期間②のうち昭和45年3月(以下、「請求期間I」という。)については、国民年金保険料の徴収権は納期限から2年で時効により消滅するとされているところ、請求者が請求期間Iの国民年金保険料を納付したと主張する昭和47年7月から同年12月までの間は、既に、請求期間Iの保険料の納期限から2年を経過している。

また、国民年金保険料の徴収権が時効により消滅している期間の保険料納付については、特

例により認められる制度（以下「特例納付」という。）として過去3回期間を限定して実施されているが、その期間は、第1回が昭和45年7月から昭和47年6月までの期間、第2回及び第3回は、昭和49年1月以降の期間であり、請求者が請求期間Ⅰの国民年金保険料を遡って納付したとする昭和47年7月から同年12月までの間には、特例納付は実施されていない。

以上のことから、国民年金の制度において、請求期間Ⅰの国民年金保険料を昭和47年7月から同年12月までの間に納付することはできない。

なお、請求者が納付したとする時期の直前まで実施されていた第1回特例納付により請求期間Ⅰの国民年金保険料を納付したとしても、その金額は4万円を超える額となり、請求者が納付したと主張する金額と大きく相違する。

そのほか、請求者が請求期間Ⅰの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間Ⅰの国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間Ⅰの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800284号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800047号

## 第1 結論

昭和54年\*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年\*月から昭和60年3月まで

私は、昭和58年9月頃、住所変更と同時にA市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料をいつから納付し始めたか覚えていないが、送付された納付書により、自宅近くの郵便局で納期限内に国民年金保険料を納付していた。その後、時期は覚えていないが、過去の未納分の納付書が届いたのでA市役所で30万円弱の金額を国民年金保険料として納付した。

国の記録では、請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という)は、国民年金被保険者資格の入力処理年月日(昭和59年12月24日)から、昭和59年12月頃に払い出され、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、昭和58年9月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、昭和59年12月時点では、請求期間のうち昭和54年\*月から昭和57年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、昭和59年12月時点で、請求期間のうち、昭和57年10月から昭和59年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、また、昭和59年4月から昭和60年3月までの保険料は現年度納付が可能であるものの、請求者は、国民年金加入後に現年度保険料を納付し始めた時期及び未納分の納付書が届きその保険料を納付した時期を覚えていないとしていることから、どの期間の保険料を納付したのか不明である上、請求者が過去の未納分の保険料を納付したとするA市役所では、過年度保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる

氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。